

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

「はるな・ゆめ光まち」地域再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

高崎市

3. 地域再生計画の区域

高崎市の区域の一部（旧榛名地区）

4. 地域再生計画の目標

高崎市内旧榛名町域は、群馬県の中西部に位置し、面積 93.59 平方キロメートルを有している。北部を上毛三山の一つに数えられる秀峰榛名山、南部を里見連山丘陵に囲まれた中山間地で、本区域の中央を清流烏川が小渓流を集めて西から東へ流れ、首都圏の水源となっている。豊かで変化に富む自然環境を有する榛名山麓の観光拠点として位置付けられ、日帰りリクリエーションや伊香保などとの連携による広域観光活動が展開され、榛名湖湖畔や国道 406 号線（くだもの街道）沿に様々な施設や資源の集積があり、本区域の重要な特性となっている。また、梨・梅・桃等を中心として果樹栽培が盛んである。歴史的には縄文・弥生時代より栄え、中世には里見氏などが支配の後、江戸時代には旗本領・幕府領として統治された歴史を持っている。

本区域の人口については、平成 17 年 4 月 1 日現在、総人口 22,452 人で世帯数は 7,503 世帯となっている。近年、宅地開発や企業の誘致による人口の流入により、大量の汚水を発生させ、清流であった小河川の汚濁や榛名湖の水質を著しく低下させ、そこにいた、ホタル、アユやヤマメの姿も消えていった。

このような状況の中、榛名湖及び烏川流域の水質保全のために、榛名湖周辺に特定環境保全公共下水道を供用開始し、烏川両岸の区域では利根川上流流域下水道事業関連榛名公共下水道を供用開始している。また、浄化槽の個人設置型事業も展開している。この結果、平成 15 年度末の汚水処理人口普及率は 27% にまで達したものの依然低迷している状況である。このため、汚水処理施設交付金を活用し、汚水処理施設の整備を促進する。新たな汚濁の発生により現在の水質が悪化しないように効果的、計画的に汚水処理施設を整備し、烏川や小河川の清流を再生することにより、夏の風物詩であるホタル、清流に生息するアユやヤマメを取り戻し、本区域の特産物の梨・梅・桃等の果樹、観光農園、本区域のシンボルである榛名湖等の観光資源を活用し、快適な住環境と観光人口の増加を図り、「はるな・ゆめ光まち」の再生を目指す。

（目標）汚水処理施設の整備の促進（汚水処理人口普及率を 27% から 37% に向上）

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

平成17年度から平成21年度において榛名湖周辺及び高崎市（旧榛名町の全域）のうち公共下水道認可区域を除く区域で浄化槽（個人設置型）の整備を行う。また、平成18年度から平成21年度において上里見町地区において公共下水道の整備を行う。

(5-2) 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下の通り事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・公共下水道 ... 平成17年1月に事業認可

[事業主体]

・いずれも高崎市

[施設の種類]

・公共下水道、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

・公共下水道 高崎市上里見町地区

・浄化槽（個人設置型） 高崎市の区域のうち旧榛名町の全域（ただし、公共下水道認可区域を除く。）

[事業期間]

・公共下水道 平成18年度～21年度

・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～21年度

[整備量]

・公共下水道 150～200 1,500m

・浄化槽（個人設置型） 393基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

・公共下水道 上里見町地区で300人

・浄化槽（個人設置型） 旧榛名町の全域のうち公共下水道認可区域を除く区域で1,250人

[事業費]

公共下水道 事業費 80,000 千円
(うち、交付金 40,000 千円)

浄化槽（個人設置型） 事業費 139,695 千円
(うち、交付金 46,565 千円)

合計 事業費 219,695 千円
(うち、交付金 86,565 千円)

(5 - 3) その他の事業

- ・はるな梅まつり：3月の第3日曜日、榛名梅林（梅約7万本）に囲まれた総合文化会館エコーで、梅の種飛ばし大会や郷土芸能の披露を行う。
- ・はるな梨まつり：8月の第4日曜日、榛名湖畔の榛名ロッジ前で、特産品である梨の無料配布や皮むき大会、即売会等を行う。同時に「森と湖の音楽会」も開催。
- ・幼稚園児・保育園児によるアユ、ヤマメの放流：幼稚園児・保育園児に5月から6月にかけて、アユやヤマメの稚魚を放流してもらう。

6 . 計画期間

平成17年度～21年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、高崎市において4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、市の関係部署と施設の整備状況等について評価・検討を行う。

なお、整備された污水处理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われているかについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等を市が把握し、必要に応じて適切な措置をとる。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

污水处理施設整備計画については、最新のデータに基づいて施設計画を再検討したものであり、既存の「群馬県污水处理施設整備構想」（都道府県構想）に掲載された計画と異なる計画としたため、次回の都道府県構想の見直し時に反映することとする。